法制定をめざして

紀の川市人権講座

第39回紀の川市人権講座を11月18日、古和田会館でひらき、約97人が参加した。この講座は、旧打田町時代から積み上げ、年2回のペースでひらき、現在17年目・39回目となる。

主催者を代表して飯田敬文・人権行政紀の川市実行委員会会長、来賓から中村慎司・紀の川市長、若林誠司・那賀振興局局長のそれぞれからあいさつを受けた。

法律をわかりやすく説明する奥田均・代表

昨年12月に成立した「部落差別解消推進法」と今後のとりくみについて、奥田均・部落解放・人権研究所代表理事から講演があった。

奥田理事は「部落差別解消法」は、1995年に出された「同対審」答申をふまえた時限立法が2013年3月31日に廃止されたことをうけて、あらためて部落差別の解消を求めるために制定されようとしている。この法律の制定を契機にした部落差別の完全解決が、国民的運動として求められていると説明した。講演後のアンケートに「非常にわかりやすい」という意見が多数あった。

部落の農業者を守る

支援事業を活用

第73期第2回全国農林漁業運動部長会議及び現地視察研修会を11月24日・25日、滋賀県彦根市でひらき、飯田勝・農林漁業運動部長、事務局2人が、全国から大阪、京都、熊本、鳥取、埼玉、滋賀、兵庫、和歌山の8府県が参加した。

あいさつと日程を説明する池田清郎・中執

1日目の視察である㈱サニーリーフは、18人の雇用で（13人が障害者・健常者5人）を雇用している。仕事内容は、レタス・水菜・細ネギなどを育てて顧客に販売し、売上も安定してきていると山本太・代表取締役から報告された。また、ふれあい農園・JA東びわこの職員から「第22回ふれあい農園で、大阪府連住吉支部・加島支部、地元から犬上郡内の各支部や県連役員、JA東びわこの職員、行政機関など218人が参加し、稲刈り体験を交流して、採れたお米をせせらぎ特別栽培米〝かがや輝米〟の名前で販売している」と報告された。

レタス栽培のようす

2日目は、彦根勤労会館で全国農林漁業運動部長会議ひらかれ、池田清郎・中央農林漁業運動部長から「部落の農業者を守るために、農水省の支援事業を活用してステップアップを図りたいとあいさつした。

武藤誠・農林水産省経営局就農女性課課長補佐から「平成29年度予算概算要求の概要」経営体育成支援事業（予算50億円）についての概要説明がされ、農機具の購入については、条件不利地域補助型経営体育支援事業で、各県・市町村が窓口となっているので相談をしてほしい」と説明があった。和歌山から「今年度予算で農業用機械（コンバイン・乾燥機）を購入するので、和歌山県からあがってきたら早急に対応してほしい」と要求した。

最後に、意見交換として漁業権がない、田植えをするときも、部落の横に水が流れていても、水利権がもらえないなどの諸課題がだされた。これを解決していくには、各府県で実態調査を市町村にさせ、運動の原点を見直していく必要があることがまとめられた。

主張

「部落差別解消法」の充実にむけて、全力でとりくもう

昨年の12月9日参議院本会議において『部落差別の解消の推進に関する法律』が成立し、同16日に公布された。これをうけて、1月13日に県連の執行委員会・県委員会で「部落差別解消推進法」制定にかかわって、これまでの闘い経過報告と今後のとりくみを機関会議のなかで審議してきた。

この法律が制定される契機となったとりくみは、一昨年11月16日に開催した「人権フォーラム・東京集会」の存在である。実行委員会を立ち上げ、和歌山県市長会・和歌山県町村会・和歌山県市議会議長会・和歌山県町村議会議長会・自由民主党和歌山県連・公明党和歌山県本部・民進党和歌山県連・和歌山県・和歌山県教育委員会、そして部落解放同盟和歌山県連、まさにオール和歌山で「人権の法制度」を政府に求めていく集会であった。この集会でのとりくみが今回の法制定の基本となったものである。集会冒頭の二階俊博・自民党総務会長・現幹事長のあいさつにつづき、組坂繁之・中央執行委員長の来賓あいさつ、そして県選出の国会議員をはじめ多くのご来賓の方がたのあいさつ、そして記念講演には稲田朋美・元自民党政調会長が講演をおこなった。内容は現段階としては人権全般への法整備はなかなか難しいものがあるが、現在の部落差別の実態をみれば部落問題に特化した法整備は必要である。と述べられた。それが今回の「部落差別解消推進法」である。

しかし、この『部落差別解消法』には部落差別は現存する社会悪であるとともに、その解決は国および地方公共団体の責務であるとしながら、差別の禁止や差別からの救済等の対策は謳われていない「理念法」の性格が強い。また、具体的に差別を禁止する手法や被害者の救済をどうしていくのか、そして教育・啓発の問題や部落差別の実態をどう把握していくのかが課題となる。私たちは昨年この法案が示された時点から、各市町村行政と交渉して準備を訴えてきた。そして、いくつかの市町村ではホームページに「部落差別解消推進法」が制定・公布されましたという県民や市民への啓発がはじまっている。また、これまでの和歌山県との交渉のなかで積み重ねられてきた人権の法制度確立に向けた議論のなかで、この法律がどういう過程で制定され、どういう意義をもっているのかを検証し、和歌山県内で具体的な課題、行政の窓口・相談体制の充実・実態調査の手法、そして2002年に制定されている「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」の充実・強化などに対して、プロジェクトチームを編成して交渉が開始されている。

昨年12月11日に二階俊博自民党幹事長が前中澤敏浩・県連委員長宅に訪問され、中澤前委員長の遺影に「部落差別解消推進法」制定の報告をされた。

私たちは、今回の法制定を契機にさらなる運動を積み上げ人権の法制度確立に向けてまい進していかなければならない。

ふれあい人権フェスタ

毎年恒例のふれあい人権フェスタが11月19日、ビッグホエールでひらかれ、約6500人もの人がさまざまな人権について学んだ。

県連ブースでは「部落差別解消推進法」はじめ、「アイヌ文化振興法」や「ヘイトスピーチ対策法」などを紹介。また、現在、裁判闘争中の示現舎・鳥取ループによる「復刻版・全国部落調査」発行・販売差し止め裁判などをパネル展示した。

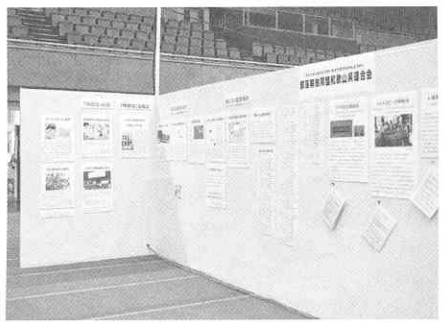
県連ブース

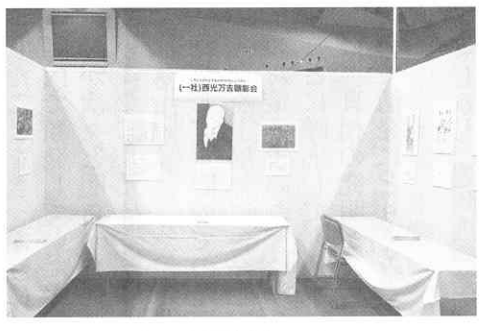

西光万吉顕彰会のブース

オープニングを飾る蔵王太鼓

文化の窓

「ウェンカムイの爪」

著者：熊谷達也

出版社：集英社文庫、ISBN：978-4-08-747230-2

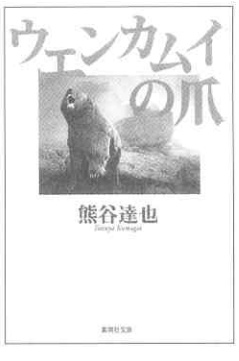

クマが人間を襲う事件が相次いでいる。しかし、人間を襲うクマなのか。クマの住処を侵食する人間なのか。野生と人間の壮絶な戦いをとおして、命の尊厳をみつめなおす一作。

◆お問い合わせは県連・教宣部まで
TEL 073－473－2301